

方針1 管理作業の内容(頻度・規模)に応じた役割分担の設定

整備完了後に円滑に管理体制に移行できるよう、今後の設計や管理手法の詳細化に合わせて管理内容を洗い出し、必要な人数や時期などを明確にしてから、行政と市民の役割分担を考えていく。

維持管理作業内容と役割分担の考え方（参考イメージ資料）

管理作業	細区分	頻度を定めにくい小規模作業	定期・面的で規模を定めやすい作業
植物管理	区域A-1 A-2	【例】 ○こまめに状況を見ながら行う管理作業 ・水路管理 ・落ち葉かき出し ・泥の救いあげ ・水辺植栽管理 ○季節の状況を見ながらの草地の刈り取り管理	【例】 ○面的な管理・単純化可能な作業 ○定期的な頻度で対応できる管理作業 ○大型野生動物対策 ○定期的な見通し確保・草刈り
	区域A-3 A-4		
	区域B		
	区域C		
清掃管理	園地清掃		
	水路・水辺清掃		
	便所清掃		
施設管理	バイオトイレ維持		

地域住民・地元関係者との連携

業務としての対応(行政から専門業者等への発注による対応)



方針2 常駐管理者の配置は「なし」を念頭に置いた体制や対策の検討

公園整備・利用・運営に関する協力者・連携先と行政とのつながりの輪を充実させ、自然のなかでの体験、学習・理解促進、維持管理の参加の裾野拡大につなげていく。

方針3 植物の成長や変化を考慮した時間軸での環境の管理と育成

植物は管理の内容や頻度に応じて、出現する種類やその量、成長の程度が変化することを念頭に置き、段階追って管理手法に加えていくことのできるしくみを具体化していく。
(例) 植樹エリアの5年単位での管理内容の転換、発注仕様の定期的な見直し

経過年数と植生管理例（参考イメージ資料）

整備後5年間： 植生定着から植生誘導へ
整備後6～10年間： 育成のための定期的な維持管理作業

細区分	当初整備	整備後5年間	6年目～15年目
区域C-1	○高木植栽 ○下層は在来種の植生シート等で早期に草本類を定着	○植栽後数年は草地管理（年2回程度） ・樹木間の草地状の区域の草刈りを重点的に実施	○樹冠が日照を遮り下草を覆う程度まで成長 ○樹冠が成長したら草刈頻度を落とし、つる切り等に移行
区域C-2（5段目）	○ニセアカシアの除去・伐根 ○有刺植物・低木類の除去(抜き取り) ○カエデを主体とした高木、エゴノキ、ヤマブキ等の彩のある中木・低木の植栽等	○年2回程度の下刈りで生育を促す ○ニセアカシアの抜き取り	同上

方針4 特殊な環境管理への対応

火入れによる植生管理、キシウブの衰退促進等の特殊な手入等に関しては関連条例等も順守しながら試験的な取り組みを行い適切な管理方法を見出す。

方針5 拡張整備後の運営条件の検討

整備基本方針と現在の条例（黒沢洞合自然公園の設置及び管理に関する条例）の内容の整合・調整を図る。（利用期間、植物採取等）

- (管理)
第3条 公園の管理は、安曇野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う。
(開園等)
第4条 公園の開園は、4月から11月までとし、日の出から日没まで利用することができる。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。
(行為の制限)
第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。
(1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
(2) 管理以外に竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
(3) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。
(4) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
(5) たき火、花火及び夜営をすること。
(6) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがある行為をすること。
(7) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理上支障があると認められる行為をすること。
(賠償責任)
第6条 公園を利用した者が、故意又は過失により公園の施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

維持管理作業内容と役割分担の具体的検討(試案)

前ページの方針1「管理作業の内容(頻度・規模)に応じた市民と行政の役割分担の設定」に沿って、その内容の具体化を検討。

◆施設の維持管理上の検討課題

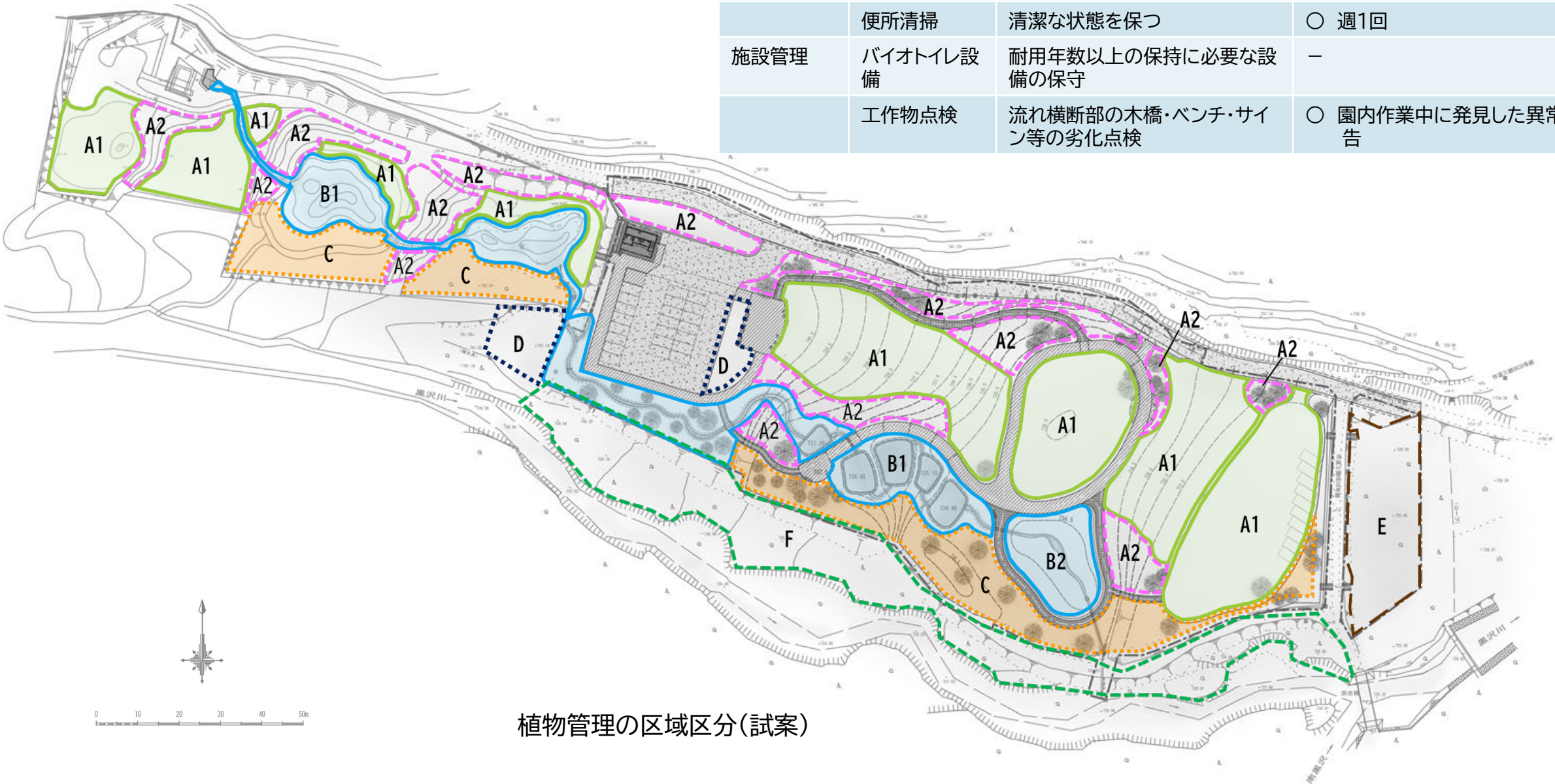
○作業等から発生する廃材・ゴミ等の扱い
刈り取り植物の処理
回収した落葉等の扱い
園内ゴミ発生時の一時的な蓄積

○クマ対策等のための河畔林整備の扱い
黒沢川沿いの区域Fの下刈り作業を本公園の管理業務とするかどうか

○植物管理水準の定期見直し手法
・自然資源で構成される部分が多い公園であるため、植物管理の水準を中心に、定期的に管理水準を見直す必要がある。
・晩秋か冬季の初めに年間の管理を総括し、次年度に反映させるための市民と行政の連携を保持できる協議組織の設置が理想的。
等

				地域住民・地元関係者との連携	業務としての対応(行政から専門業者等への発注による対応)
管理作業	細区分	管理水準	植生高目安	頻度を定めにくい小規模作業	定期・面的で規模を定めやすい作業
植物管理	区域 A1	走り回ったり寝転んだり、休憩できる低茎の芝草の環境の維持	5～8cm程度	—	○ 年4回 乗用による草刈り
	区域 A2	初期整備で設えた芝の斜面地に侵入・増加する植物を選択しながら中茎の草地	30～50cm	○ 残置植物マーキング・肩掛式による草刈り	—
	区域 B1	池の土手、水路周りの草刈りを定期的に行い低茎・中茎の植物が優占する環境を維持。流路の異常個所の確認と応急的補修。	15～25cm	○ 水辺沿いを肩掛式による草刈り ○ 大雨後の流路の確認と応急補修 ○ 落葉期:極端なつまり箇所開放	○ 泥溜めの浚渫(年1回)
	区域 B2	湿性植物の自然育成を基本。キショウブ等繁茂による影響の大きな外来種の抜き取り	当面自然の遷移に委ねる	○ 定期的な巡視と侵入植物の抜き取り	—
	区域 C	見通しを確保できる日陰型草地を維持	20～30cm内外	—	○ 年2回 肩掛式草刈
	区域 D	整備で植栽した在来野草の生育の維持のため、侵入した植物の除草を行う	自然高の維持	○ 人力除草 年3回程度	—
	区域 E	ニセアカシアの萌芽枝の剪定・巻枯らし処理、周囲の草刈り等		※ 草刈り作業補助	○ 南農との連携により実施
	区域 F	初夏に下刈り(見通し確保)		※ 保全・育成区域、保全植物指示	○ 初夏に1回下刈り

管理作業	細区分	管理水準	頻度を定めにくい小規模作業	定期・面的で規模を定めやすい作業
清掃管理	園地清掃	ごみの散乱しない状態の保持	○ 週1回(ゴミ拾い)	○ ゴミの回収・処理(月1回)
	落葉清掃	駐車場周辺・水路沿い等	○ 落葉期(10月末～11月中頃)に2回	—
	便所清掃	清潔な状態を保つ	○ 週1回	—
施設管理	バイオトイレ設備	耐用年数以上の保持に必要な設備の保守	—	○ おがくず処理設備の定期保守点検(年1回)
	工作物点検	流れ横断部の木橋・ベンチ・サイン等の劣化点検	○ 園内作業中に発見した異常個所の報告	○ 季節に1回の点検作業



植物管理の区域区分(試案)

◆施設の利用運営上の検討課題

- 利用上の注意事項の周知・発信・喚起
 - ・増水時などの河畔立ち入り注意
 - ・スズメバチ等危険生物への注意
 - ・植物・昆虫等のみだりな採取の制限 等
- 田んぼビオトープの利用方法
親水的な活用を行う池と生き物重視の池等の使い分け
- 臨時駐車場の開放・管理の基準
上流の駐車場台数以上の利用が見込まれる場合のみに限定
- その他条例条文にも関わる利用規定関連事項の扱いの確認
 - ・開園期間と閉鎖(冬季利用停止) 施設 等